

議案2:地域コミュニティバスの運行継続判断期間の特例について

福井市地域コミュニティバス運行支援事業実施要領の規定では、下記のタイミングにおいて、4月から3月までの1年間の利用実績(運行継続判断期間)を定量的基準に照らし、運行継続または本格運行の可否について判断を行っている。

本格運行・・・開始(もしくは継続)した日から2年を経過した日の属する年度
 試行運行・・・開始した日から1年を経過した日の属する年度

なお、令和3年度の運行継続判断期間については、令和3年6月に開催した令和3年度第1回福井市地域生活交通活性化会議において、下記の通り報告を行った。

運行継続判断期間については、新型コロナウイルスの影響を鑑み、令和3年秋ごろまでは判断期間から除外し、順延することも今後検討する。

検討の結果、新型コロナウイルスの影響を鑑み、令和3年9月までは判断期間から除外し、令和3年10月～令和4年3月の利用実績を元に令和4年10月からの運行継続を判断する。

【特例】10月から翌年3月までの半年間の利用実績により判断する。

今後運行継続基準については緩和することや運行継続判断期間についても3年に1度の利用実績だけではなく、3年間の利用実績を考慮することも検討する。

(参考：令和3年度における運行継続判断の対象地域)

地域名	区分	運行開始時期
酒生地域	定時定路線型 農山漁村地域	平成25年10月1日本格運行
岡保地域	定時定路線型 農山漁村地域	平成28年10月1日本格運行
殿下地域	デマンド型	平成25年10月1日本格運行
日新地域	定時定路線型 周辺市街地	平成27年10月1日本格運行
森田地域	定時定路線型 周辺市街地	平成30年10月1日試行運行